

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県事務委任規則の一部を改正する規則 一
- 福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則 一
- 福島県温泉法施行細則の一部を改正する規則 七

訓 令

- 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令 三
- 福島県選挙管理委員会 三

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則、福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則及び福島県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第七十五号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則(昭和四十四年福島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第七号(1)中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号(2)中「第三十一条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号(2)を同号(7)とし、同号(1)の次に次のように加える。

- (2) 第十五条第四項で準用する第四条第二項の規定による通知
- (3) 第十六条第一項の規定による承認
- (4) 第十六条第二項で準用する第四条第二項の規定による通知
- (5) 第十七条第一項の規定による承認

(6) 第十七条第三項で準用する第四条第二項の規定による通知

第十五条第一項第十四号の二(1)中「優良宅地」を「優良宅地の造成」に改め、同号(2)中「第三十一条の二第二項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ」に、「優良宅地」を「優良宅地の造成」に改め、同号(3)中「第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第六十二条の三第四項第十五号ハ」に、「優良宅地」を「優良宅地の造成」に改め、同号(4)中「優良宅地」を「優良宅地の造成」に改め、同号に次のように加える。

(5) 第六十八条の六十九第三項第五号イの規定による優良宅地の造成の認定

附 則

この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

(人事領域行政経営グループ)

福島県規則第七十六号

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則

(貸与の申請手続)

第一条 福島県緊急医師確保修学資金貸与条例(平成十九年福島県条例第七十一号。以下「条例」という。)第二条に規定する申請をしようとする者は、福島県緊急医師確保修学資金貸与申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 福島県立医科大学医学部長の推薦調書(様式第二号)
- 二 戸籍抄本
- 三 生計を一にする家族全員の所得証明書

(公的医療機関等)

第二条 条例第二条の規則で定める機関は、次に掲げる機関とする。

- 一 福島県立医科大学に置かれた附属病院又は診療所
- 二 独立行政法人国立病院機構が設置する病院又は診療所
- 三 独立行政法人労働者健康福祉機構が設置する病院又は診療所
- 四 福島県厚生農業協同組合連合会が設置する病院又は診療所
- 五 社会福祉法人恩賜財団済生会が設置する病院又は診療所
- 六 日本赤十字社が設置する病院又は診療所
- 七 国民健康保険組合が設置する病院又は診療所
- 八 国が設置し、社団法人全国社会保険協会連合会が運営を行う病院又は診療所
- 九 その他知事が定める機関

(保証人)

第三条 福島県緊急医師確保修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けようとする者は、保証人二人を立てなければならない。

2 前項の保証人のうち、一人は修学資金の貸与を受けようとする者の親族(修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者である場合にあっては、親権者、未成年後见人又はこれに代わる者と知事が認めた者)とし、他の一人は成年者であって独立の生計

を営み、かつ、修学資金の返還の責めを負うことができる程度の資力を有するものとする。

(選考及び決定の通知)

第四条 修学資金の貸与を受ける者の選考は、第一条の規定により提出された書類の審査及び面接により行うものとする。

2 知事は、修学資金の貸与を受ける者の選考を行ったときは、福島県緊急医師確保修学資金貸与決定通知書(様式第三号)又は福島県緊急医師確保修学資金貸与不承認決定通知書(様式第四号)によりその結果を申請者に通知するものとする。

3 第一項の面接は、知事がその必要がないと認める場合は、省略することができる。

(貸与契約の解除の通知)

第五条 知事は、条例第五条第一項の規定により修学資金の貸与契約(以下「契約」という。)を解除したときは、直ちに、契約の相手方にその旨を通知するものとする。

(福島県緊急医師確保修学資金借用証書の提出)

第六条 修学資金の貸与を受けた者は、修学資金の貸与期間が満了したとき、又は条例第五条第一項の規定により契約を解除されたときは、直ちに、貸与を受けた修学資金の全額について福島県緊急医師確保修学資金借用証書(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

(返還債務の免除の申請手続)

第七条 条例第六条第一項又は第八条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、福島県緊急医師確保修学資金返還債務免除申請書(様式第六号)に条例第六条第一項各号又は第八条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還方法の変更承認の申請手続)

第八条 条例第七条第一項ただし書の規定により別に期限を定めて、又は分割して返還することを希望する者は、同項各号のいずれかに該当するに至った日から起算して二十日以内に、福島県緊急医師確保修学資金返還方法変更承認申請書(様式第七号)を知事に提出しなければならない。

(返還債務の履行猶予の申請手続)

第九条 条例第九条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、福島県緊急医師確保修学資金返還債務履行猶予申請書(様式第八号)に同条の災害、疾病その他やむを得ない事由が存することを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(学業成績証明書の提出)

第十条 修学資金の貸与を受けている者は、修学資金の貸与を受け始めた年の翌年から貸与期間が満了するまでの間、毎年四月三十日までに前学年における学業成績証明書を知事に提出しなければならない。

(届出)

第十一条 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、知事に届け出なければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 退学したとき。

三 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

四 休学し、又は停学の処分を受けたとき。

五 復学したとき。

六 保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

七 保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。

八 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第六条第二項の医師免許証の交付を受けるとき。

九 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に従事しようとするとき及び当該臨床研修に従事しなくなったとき。

十 条例第六条第一項に規定する後期研修に従事しようとするとき及び当該後期研修に従事しなくなったとき。

十一 条例第六条第一項に規定する公的医療機関等の医師としての勤務に従事したとき及び当該公的医療機関等の医師としての勤務に従事しなくなったとき。

2 契約の相手方は、保証人を変更しようとするときは、保証人変更承認申請書(様式第九号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 契約の相手方が死亡したときは、その者の保証人は、その旨を記載した文書にこれを証する書類を添えて、直ちに、知事に届け出なければならない。

(現況報告書の提出)

第十二条 契約の相手方は、福島県立医科大学を卒業した日から修学資金の返還債務の全部を免除され、又は返還債務の履行を終える日までの間、毎年四月十五日までに、同月一日現在の状況を現況報告書(様式第十号)により知事に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

様式第一号 (第一号関係)

(表)

福島県緊急医師確保修学資金貸与申請書

年 月 日

福島県知事

申請者(本人) 氏名

福島県緊急医師確保修学資金の貸与を受けたいので、福島県緊急医師確保修学資金貸与条例第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

□ 第一種貸与 月額 235,000円

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|---------|--------------------|----------|------------|----------|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 貸与申請の種類 (□にチェックする。) | <input type="checkbox"/> 第二種貸与 月額 100,000円 | 貸与期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 加算額 | | | 入学期料 | 円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請者 | ふりがな氏名 | 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 年齢 | 満 歳 性別 男・女 | | | | | | | | | | | | | | |
| 本 籍 | 現住所 | 郵便番号 | 電話番号 () | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 電話番号 () | | | | | | | | | | | | | | | |
| 申請者本人 | 現住所 | 郵便番号 | 電話番号 () | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 電話番号 () | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福島県立医科大学 | 入学年月 | 年 月 | 卒業見込年月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 年 月 | 年 月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 出身高校 | 所在地 | 都・道・府・県 | 高校卒業年月 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 年 月 | 年 月 | | | | | | | | | | | | | | |
| 家族の状況 | ふりがな氏名 | 続柄 | 年齢 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 職業 | 勤務先 | 年収 (税込み) | 住所 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(裏)

| | | | |
|-------|--------|------|----------|
| 保証人 | ふりがな氏名 | 生年月日 | 年 月 日 |
| | | | |
| 本 籍 | 現住所 | 郵便番号 | 電話番号 () |
| | | | |
| 保証人 | ふりがな氏名 | 生年月日 | 年 月 日 |
| | | | |
| 本 籍 | 現住所 | 郵便番号 | 電話番号 () |
| | | | |
| 保証人 | 職業 | 勤務先 | 年収 (税込み) |
| | | | |
| 申請の理由 | 職業 | 勤務先 | 年収 (税込み) |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | |
|-------------------|--|
| 他の奨学金等を受ける場合はその名称 | |
|-------------------|--|

上記の申請について同意します。

親権者又は未成年後見人

住所
氏名

㊦

上記の申請により修学資金の貸与を受けたときは、本人と連帯してその債務を履行することを保証します。

保証人 氏名

㊦

保証人 氏名

㊦

様式第2号 (第1条関係)

福島県立医科大学医学部長の推薦調書

| | | | | | | | | | |
|------------|------|---|---|---|--|--|--|--|--|
| ふりがな 氏名 | 生年月日 | 年 | 月 | 日 | | | | | |
| | 入学年月 | 年 | 月 | 日 | | | | | |
| 推薦所見 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

上記の者は、福島県緊急医師確保修学資金の被貸与者として適当と認められますので、推薦します。

年 月 日

福島県知事

公立大学法人福島県立医科大学
医学部長

㊦

様式第3号 (第4条関係)

福島県緊急医師確保修学資金貸与決定通知書

年 月 日

様

福島県知事

㊦

年 月 日付で申請のあった福島県緊急医師確保修学資金の貸与について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定番号 年度第 号

2 修学資金の種類 第 種貸与

3 決定金額 修学資金月額 円
入学料に相当する額 円

4 貸与期間 年 月から 年 月まで

5 貸与条件 福島県緊急医師確保修学資金貸与条例（平成19年福島県条例第71号）及び福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成19年福島県規則第76号）の規定を遵守すること。

様式第4号 (第4条関係)

福島県緊急医師確保修学資金貸与不承認決定通知書

年 月 日

様

福島県知事

㊦

年 月 日付で申請のあった福島県緊急医師確保修学資金の貸与については、不承認と決定したので通知します。

様式第5号 (第6条関係)

福島県緊急医師確保修学資金借用証書

福島県知事

決定番号 年度第 号

住所 氏名 ⑩

福島県緊急医師確保修学資金の貸与を受け、下記の金額を借用しました。

借用金額 円

上記の借入金額に関する本人の債務について、本人と連帯して履行の責めに任じます。

保証人 住所 氏名 年 月 日 ⑪

保証人 住所 氏名 年 月 日 ⑫

様式第6号 (第7条関係)

(表)

福島県緊急医師確保修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度第 号

申請者 住所 氏名 ⑬

保証人 住所 氏名 ⑭

保証人 住所 氏名 ⑮

下記のとおり福島県緊急医師確保修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

記

| | |
|---------------|-------------|
| 貸与を受けた期間 | 年 月から 年 月まで |
| 貸与を受けた金額 (総額) | 円 |
| 返還免除を希望する金額 | 円 |

| | |
|------------------------|---|
| 該 当 事 項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第6条第1項に規定する後期研修等に従事した期間が、貸与の種類に応じて条例第6条第1項第1号又は第2号に規定する期間に達したため 2 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたため (条例第6条第1項第3号に該当) 3 条例第7条第1項第4号又は第5号に該当することとなったことにより、同項の規定による返還をすることとなったため (条例第8条第1号に該当) 4 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなつたため (条例第8条第2号に該当) |
| 上記2から4までに該当する場合の具体的な状況 | |

(裏)

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|--------|
| 大学卒業後の状況 | 卒業年月日 | 年 月 日 | 卒業日 |
| | 医籍登録番号 | 年 月 日 | 日登録 |
| | 勤務期間 | 年 月から 年 月まで | 医療機関等名 |
| | 年 月から 年 月まで | | |
| | 年 月から 年 月まで | | |
| 年 月から 年 月まで | | | |
| 年 月から 年 月まで | | | |
| 年 月から 年 月まで | | | |

| | | |
|---|------------|--|
| 年 | 月まで | |
| 年 | 月から 月まで | |
| 年 | 月から 月まで | |
| 年 | 月から 月まで | |
| 年 | 月から 月まで | |
| 年 | 月から 月まで | |
| 年 | 月から 月まで | |
| 年 | 月から 月まで | |

様式第7号 (第8条関係)

福島県緊急医師確保修学資金返還方法変更承認申請書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度 第 号

申請者 住所^⑩ 氏名^⑪

保証人 住所^⑩ 氏名^⑪

保証人 住所^⑩ 氏名^⑪

福島県緊急医師確保修学資金の返還の方法について、下記のとおり変更したいので

承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

様式第8号 (第9条関係)

福島県緊急医師確保修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度 第 号

申請者 住所^⑩ 氏名^⑪

下記により、福島県緊急医師確保修学資金の返還の債務の履行を猶予してください。

記

- 1 貸与を受けた修学資金の額 円
- 2 猶予を受けようとする額 円
- 3 猶予を受けようとする期間 年 月から 年 月まで
- 4 猶予を受けようとする理由

様式第9号 (第11条関係)

保証人変更承認申請書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度 第 号

申請者 住所^⑩ 氏名^⑪

下記により、福島県緊急医師確保修学資金の貸与にかかる保証人を変更したいので承認してください。

記

| | | | | |
|------------|------|---|---|----|
| ふりがな 氏名 | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | 年齢 | 満 | 歳 | 性別 |
| 本籍 | 男・女 | | | |

| | | | | |
|-------------|------|---|----------|-----|
| 新保証人 現住所 | 郵便番号 | — | 電話番号 | () |
| | 業 務 | | 年収 (税込み) | |
| 変更し 理由 | 勤務先 | | 申請者との関係 | |
| | | | | |

旧保証人 〇〇〇〇に代わって保証人となることを承諾します。
年 月 日
新保証人 氏名 〇〇

様式第10号 (第12条関係)

現況報告書

年 月 日

福島県知事

決定番号

年度 第

号

申請者

住 所
氏 名

印

年4月1日現在の状況について、下記のとおり報告します。

記

| | |
|----------|---------------|
| 1 | 臨床研修に従事しています。 |
| 医療機関の名称 | |
| 医療機関の所在地 | |
| 2 | 後期研修に従事しています。 |
| 医療機関の名称 | |

| | |
|---------------|-------------------|
| 医療機関の所在地 | |
| 研修プログラム名 | |
| 3 | 対象医療機関等に勤務していません。 |
| 公的医療機関等の名称 | |
| 公的医療機関等の所在地 | |
| 診療科目名 | |
| 4 | その他 |
| ※ 具体的に記入すること。 | |

備考

- 1 から4までのうち該当する番号を○で囲み、所要事項を記入すること。
- 2 身分証の写し等の勤務の状況がわかる書類を添付すること。(文書管財領域公立大学法人グループ)

福島県規則第七十七号

福島県温泉法施行細則の一部を改正する規則

福島県温泉法施行細則(昭和三十六年福島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「第九条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同項第十号中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第十号様式」を「第十五号様式」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第九号中「第十六条」を「第二十号」に、「第九号様式」を「第十四号様式」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第八号中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に、「第八号様式」を「第十三号様式」に改め、同号を同項第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二 法第十八条第四項の規定に基づく掲示の内容の変更の届出 温泉掲示内容変更届(第十二号様式)

第一条第七号中「第十四条第三項」を「第十八条第四項」に、「第七号様式」を「第十一号様式」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の前に次の二号を加える。
九 法第十六条第一項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併

又は分割の承認の申請 温泉利用許可法人合併（分割）承認申請書（第九号様式）
 十 法第十七条第一項の規定に基づく温泉の利用の許可を受けた者の相続による事業の継続の承認の申請 温泉利用許可者相続人事業継続承認申請書（第十号様式）

第一条第一項第六号中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「第六号様式」を「第八号様式」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第五号様式」を「第七号様式」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第四号様式」を「第六号様式」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第六条第一項（法第九条第二項）」を「第八条第一項（法第十一条第二項）」に、「第三号様式」を「第五号様式」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の二号を加える。

三 法第六条第一項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく土地の掘削、ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた者である法人の合併又は分割の承認の申請 温泉掘削（増掘・動力装置）許可法人合併（分割）承認申請書（第三号様式）

四 法第七条第一項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく土地の掘削、ゆう出路増掘又は動力装置の許可を受けた者の相続による事業の継続の承認の申請 温泉掘削（増掘・動力装置）許可者相続人事業継続承認申請書（第四号様式）

第一条第二項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に、「第十一号様式」を「第十六号様式」に改める。

第二条の見出し中「提出期限」を削り、同条第一項中「法」の下に「温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）」を加え、同項中「前条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項の申請書及び届書には副本一部を添えるもの」を「書類（法第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項及び第十九条第一項の規定による申請並びに法第二十条及び第二十一条第一項の規定による届出に係る書類を除く。）は、正副二部一に、「当該温泉の所在地（前条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項に規定する書類にあつては、当該掘削、増掘若しくは動力装置又は浴用若しくは飲用に供しようとする地）」を「省令第一条第一項第三号に規定する掘削しようとする土地、省令第二条第四号、第三条第一項第四号、第四条第一項第五号及び第五条第四号に規定する掘削許可等に係る土地、省令第六条第一項第三号に規定する増掘又は動力の装置をしようとする場所又は省令第十条第二号に規定する温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所の所在地」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の書類のうち、次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める日までに提出しなければならない。

- 一 前条第一項第五号の届出書 工事を完了し、又は廃止した日から十四日を経過する日
- 二 前条第二項の届出書 工事に着手した日から十四日を経過する日
- 三 前条第一項第十一号の届出書 掲示をしようとする日の十四日前の日

四 前条第一項第十二号の届出書 掲示の内容を変更しようとする日の十四日前の日
 第三条第一号中「第四号及び第五号」を「第三号、第四号、第六号及び第七号」に改め、同条第二号中「第一条第一項第三号」を「第一条第一項第五号」に改める。
 第二条様式中「第九号（第二項）の規定に基づき」を「第十二号（第二項）の規定により」に改める。

第十一条様式中「基づき」を「より」に改め、同様式を第十六号様式とする。
 第十号様式中「第十七条第一項の規定に基づき」を「第二十一条第一項の規定により」に改め、同様式を第十五号様式とする。

第九条様式中「第十六条の規定に基づき」を「第二十条の規定により」に改め、同様式を第十四号様式とする。

第八号様式中「温泉分析施設登録申請書」を「温泉分析施設登録申請書」に、「温泉分析施設」を「温泉分析施設」に、「第十五条第一項の規定に基づき」を「第十九条第二項の規定により」に改め、同様式に次のように加える。

（裏）

福島県収入証紙を貼り付ける欄

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

第八号様式を第十三号様式とし、同様式の前に次の一様式を加える。

第一二号様式（第一号関係）

温泉掲示内容変更届

福島県知事

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日

下記により、温泉の成分等の掲示内容を変更しますので、温泉法第18条第4項の規定により届け出ます。

㊦

電話番号 () -

記

| | | |
|---------------------------|------------|--|
| 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称 | 場所 | |
| | 電話番号 () - | |

| | | | | | | |
|---------------------|---------|---|---|-------|---|---|
| 温泉利用許可年月日及び指令番号 | 年 | 月 | 日 | 福島県指令 | 第 | 号 |
| 変更の項目 | 変更前 | | | | | |
| | 変更後 | | | | | |
| | 変更予定年月日 | 年 | 月 | 日 | | |
| 変更の理由 | | | | | | |
| 温泉成分分析の結果の通知を受けた年月日 | 年 | 月 | 日 | | | |

備考

- 1 「変更事項」の欄には、温泉法施行規則第10条第1項各号に掲げる事項のうち変更する事項を記載すること。
- 2 「温泉成分分析の結果の通知を受けた年月日」の欄は、温泉の再分析を行った場合に記載すること。

案内の欄には「温泉法第11条第3項」や「下記により、温泉の成分等を掲示しますの温泉法第18条第4項」及び「次のとおり掲示します」や「届け出ます」及び「場所」や「施設の場所、名称」及び「〇〇〇回継ぎ」や「〇〇〇回継ぎ」等の記載を要する。

第9号様式（第1条関係）

温泉利用許可法人合併（分割）承認申請書（表）

年 月 日

福島県知事

主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

㊦

電話番号 () -

下記により、温泉利用の許可を受けた者である法人の合併（分割）について承認を受けたので、温泉法第16条第1項の規定により申請します。
記

| 合併により消滅する（分割前の）法人 | 主たる事務所の所在地 | | 電話番号 () - |
|---------------------------|------------|---|------------|
| | 名称及び代表者の氏名 | | |
| 合併後存続する（合併により設立される）法人 | 主たる事務所の所在地 | | 電話番号 () - |
| | 名称及び代表者の氏名 | | |
| 分割により事業を承継する法人 | 主たる事務所の所在地 | | 電話番号 () - |
| | 名称及び代表者の氏名 | | |
| 許可年月日及び指令番号 | 年 月 日 | | 福島県指令 第 号 |
| | 電話番号 () - | | |
| 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称 | 場所 | | 電話番号 () - |
| | 名称 | | |
| 合併（分割） | 予定日 | 年 | 月 日 |

| | |
|---|---|
| 備 | 考 |
|---|---|

(裏)
福島県収入証紙をはり付ける欄

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

第10号様式 (第1条関係)

温泉利用許可者相続人事業継続承認申請書
(表)

年 月 日

福島県知事

住所

氏名

被相続人との続柄

電話番号 () -

㊦

下記により、温泉を公共の浴用(飲用)に供する事業を引き続き行いたいので、温泉法第17条第1項の規定により申請します。
記

| | |
|-------------|-----------------|
| 被相続人の氏名及び住所 | |
| 許可年月日及び指令番号 | 年 月 日 福島県指令 第 号 |

| | | |
|---------------------------|-------|------------|
| 温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設の場所及び名称 | 場所 | 電話番号 () - |
| | 名称 | |
| 相 続 開 始 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 備 | 考 | |

(裏)
福島県収入証紙をはり付ける欄

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

継承者 「福島県

保健所長」や「福島県知事」

「第13条第1項の規定

に基づき」や「第15条第1項の規定により」

| | | |
|------------------------|-----|-----|
| 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場所 | 名 称 | 所在地 |
| | | |

| | | |
|----------|---|-------------------------------|
| | | 場所 |
| | | 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の場所及び名称 |
| 電話番号 () | — | 名称 |

や

に於て、同様式を第八号様式とする。

| | |
|----------|---|
| 電話番号 () | — |
|----------|---|

第五号様式中「第9条第1項の規定に基づき」や「第11条第1項の規定により」に於て、同様式を第九号様式とする。

第四号様式中「第9条第1項の規定に基づき」や「第11条第1項の規定により」に於て、同様式を第十号様式とする。

第三号様式中「第6条第1項(温泉法第9条第2項)の規定に基づき」や「第8条第1項(温泉法第11条第2項)の規定により」に、

| | | | | | | | | | |
|-----------|---|------|-----|---|-----------|--|-----|----------|--|
| L/分 | 深 度 | m | 温 度 | ℃ | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td colspan="2">工事完了(廃止)時</td> <td>ゆう出</td> </tr> <tr> <td colspan="2">の温泉ゆう出状況</td> <td>ゆう出量</td> </tr> </table> | | | | 工事完了(廃止)時 | | ゆう出 | の温泉ゆう出状況 | |
| 工事完了(廃止)時 | | ゆう出 | | | | | | | |
| の温泉ゆう出状況 | | ゆう出量 | | | | | | | |

や

| | | |
|-----|----------|----------|
| の有無 | ゆう出あり | ゆう出なし |
| L/分 | 深 度 m | 温 度 ℃ |

に於て、同様式を第十号様式とする。

様式の通し次の二様式を定める。

第3号様式 (第1条関係) 温泉掘削(増掘・動力装置) 許可法人合併(分割) 承認申請書 (表)

福島県知事
主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

年 月 日

⑨

電話番号 () —

下記により、温泉掘削(増掘・動力装置)の許可を受けた者である法人の合併(分割)について承認を受けたいので、温泉法第6条第1項(温泉法第11条第2項)の規定により申請します。

記

| | | | |
|-------------------------|------------|----------|------|
| 合併により消滅する(分割前の)法人 | 主たる事務所の所在地 | 電話番号 () | — |
| | 名称及び代表者の氏名 | | |
| 合併後存続する(合併により設立される)法人 | 主たる事務所の所在地 | 電話番号 () | — |
| | 名称及び代表者の氏名 | | |
| 分割により事業を承継する法人 | 主たる事務所の所在地 | 電話番号 () | — |
| | 名称及び代表者の氏名 | | |
| 許可の別 | 掘削 | 増掘 | 動力装置 |
| 許可年月日及び指令番号 | 年 月 日 | 福島県指令 | 第 号 |
| 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び | 所在及び | 地目 | |

| | | | |
|-------------|----|---|---|
| 及 び 地 日 | 地番 | | |
| 合併 (分割) 予定日 | 年 | 月 | 日 |
| 備 考 | | | |

(裏)
福島県収入証紙をはり付ける欄

第4号様式 (第1条関係)

温泉掘削 (増掘・動力装置) 許可者相続人事業継続承認申請書
(表)

福島県知事
住所
氏名
被相続人との続柄
年 月 日

電話番号 () 一
記

下記により、温泉掘削 (増掘・動力装置) の事業を引き続き行いたいので、温泉法第7条第1項 (温泉法第11条第2項) の規定により申請します。

被相続人の氏名及び住所

| | |
|---------------------------|-----------------|
| 許 可 の 別 | 掘 削 増 掘 動力装置 |
| 許可年月日及び指令番号 | 年 月 日 福島県指令 第 号 |
| 掘削許可等に係る工事に係る土地の所在、地番及び地目 | 所在及び地番 地目 |
| 相 続 開 始 年 月 日 | 年 月 日 |
| 備 考 | |

(裏)
福島県収入証紙をはり付ける欄

附 則

- この規則は、平成十九年十月二十日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の福島県温泉法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書及び届書は、改正後の福島県温泉法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。

(健康衛生領域業務グループ)

訓 令

福島県訓令第22号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十九年十月十六日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。
別表第二の5の表健康衛生領域の部業務グループの項2中「第30条第1項」を「第34条第1項」に改め、別表第二の8の表都市領域の部都市計画グループの項1中「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ及び第63条第3項第5号イ」を「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イ」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の5の表の改正規定は、平成十九年十月二十日から施行する。
（人事領域行政経営グループ）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十二号

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成十九年十月十六日

福島県選挙管理委員会
委員長 新妻 威 男

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程（平成六年福島県選挙管理委員会告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成」を「選挙運動」に改める。

第一条第一項中「福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程」を「福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例」に、「又は第六条」を「第六条又は第九条」

に、「又は第七条」を「第七条又は第十条」に改める。

第二条第一項中「又は第八条」を「第八条又は第十一条」に改める。

第三条中「又は条例第七条」を「条例第七条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）又は条例第十条」に改める。

第四条第一項中「選挙運動用自動車使用証明書」の下に「ビラ作成証明書」を、「その他の者」の下に「ビラ作成業者」を加え、同条第二項中「選挙運動用自動車使用証明書」の下に「ビラ作成証明書」を加え、「及び様式第五号」を「様式第五号及び様式第六号」に改める。

第五条第一項中「又は条例第八条」を「第八条又は第十一条」に改め、「選挙運動用自動車使用証明書」の下に「ビラ作成証明書」を、「燃料供給業者」の下に「ビラ作成業者」を加え、同条第二項中「様式第六号」を「様式第七号」に改める。
様式第一号その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次のように加える。
その2

福島県選挙管理委員会委員長

年 月 日 執行福島県知事選挙
候補者 氏 名 印

ビラ作成の契約届出書

下記のとおりビラ作成の契約を締結したので届け出ます。
記

| 契約年月日 | 契約 内 容 | | 備考 |
|-------|------------------------------------|--------|----|
| | 契約相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 | 作成契約枚数 | |
| | | 枚 | 円 |
| | | 枚 | 円 |

備考 この届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第二号その一中「福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」を「福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例」に改め、「同様式その二」中「福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第八号」を「福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第十二号」に改め、「同様式その二」を同様式その三とし、「同様式その一の次に次のように加える。
その2

年 月 日

福島県選挙管理委員会委員長

年 月 日執行福島県知事選挙
候補者 氏 名 ㊦

ビラ作成枚数確認申請書

下記のビラ作成枚数につき、福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。
記

| | | | |
|----------|--------------------|------------|-----------------|
| 1 契約年月日 | 年 月 日 | | 左のうち確認済又は確認申請枚数 |
| | 2 契約の相手方 | (1) 氏名又は名称 | |
| | (2) 住 所 | | |
| 3 確認申請枚数 | (3) 法人の場合はその代表者の氏名 | | |
| | | | 枚 |

| 区 分 | 作 成 枚 数 | 左のうち確認済又は確認申請枚数 |
|---------------|---------|-----------------|
| 前回までの累積枚数 (A) | 枚 | 枚 |
| 今回の枚数 (B) | 枚 | 枚 |
| 枚数計 (A) + (B) | 枚 | 枚 |
| 備 考 | | |

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに、別々に候補者から福島県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

〒970-8111 福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動用自動

車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」や「福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例」並びに「地方自治法」第242条の2「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第8条」や「福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条」並びに「選挙法」第56条「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第8条」並びに「選挙法」第56条の2

確認番号第 号

ビラ作成枚数確認書

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、下記のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

年 月 日

福島県選挙管理委員会委員長 氏 名 ㊦

記

1 年 月 日執行福島県知事選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。

〒970-8111 福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動用自動

車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」や「福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例」並びに「選挙法」第56条「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第8条」並びに「選挙法」第56条の2

「5 振込先 普通・当座・口座番号 銀行
「5 振込先 金融機関名 支店名
「5 振込先 支店名 口座番号
「5 振込先 支店名 口座番号」

〒970-8111 福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第8条」並びに「選挙法」第56条「選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例第8条」並びに「選挙法」第56条の2

高県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第11条「5 振込先 普通・当座・

銀行「5 振込先 金融機関名 口座番号」
「5 振込先 金融機関名 預金種別 口座名義人 口座番号」

支店名
口座番号
「5 振込先 金融機関名 預金種別 口座名義人 口座番号」
「5 振込先 金融機関名 預金種別 口座名義人 口座番号」

請求書 (ビラの作成)

年 月 日

住 所
氏名又は名称

㊦

法人の場合はその代表者の氏名

㊧

福島県議会議員及び福島県知事の選挙における選挙運動の公営に関する条例第8条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日 執行福島県知事選挙
- 4 候補者の氏名 金融機関名 支店名
- 5 振込先 預金種別 口座番号 口座名義人

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、福島県に支払を請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書

候補者氏名

| 作成枚数 | 金額 | 基準限度額 | 請求金額 | 備考 | | | | | |
|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|-------|-------|---------------|--|
| 単価(A) | 枚数(B) | 金額(A)×(B)=(C) | 単価(D) | 枚数(E) | 金額(D)×(E)=(F) | 単価(G) | 枚数(H) | 金額(G)×(H)=(I) | |
| 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 | 円 | 枚 | 円 | |

備考

- 1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
(1) 確認されたビラの作成枚数が50,000枚以下の場合
7円30銭
(2) 確認されたビラの作成枚数が50,000枚を超える場合
365,000円+4円88銭×(当該作成枚数-50,000)……1銭未満の端数は切り上げ

当該作成枚数

- 2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

「5 振込先 金融機関名 支店名 口座番号」

様式第5号 (第4条関係)

ビラ作成証明書

下記のとおりビラを作成するものを証明します。

年 月 日

年 月 日 執行福島県知事選挙

候補者 氏 名 ㊦

記

| 作成枚数 | 金額 | 氏名又は名称 | | 住所 | 法人の代表者の氏名 |
|------|----|--------|----|----|-----------|
| | | 氏名 | 名称 | | |
| 作成枚数 | 金額 | | | | |
| 作成枚数 | 金額 | | | | |

| 備 | 考 |
|---|---|
| | |

備考

- 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が福島県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、福島県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 100,000枚+15,000枚×(福島県内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数-1)。ただし、300,000枚を超える場合にあつては、300,000枚
 - (2) 限度額
 - ア 確認されたビラの作成枚数が50,000枚以下の場合
7円30銭×確認された作成枚数＝限度額
 - イ 確認されたビラの作成枚数が50,000枚を超える場合
 $365,000円 + 4円88銭 \times (当該作成枚数 - 50,000) = 単価 \dots 1円未満の端数は切り上げ$
単価×確認された作成枚数＝限度額

附 則

この規程は、公布の日から施行する。